

障害福祉サービス事業所等に対する行政処分について

尼崎市は、次の事業所について監査を実施した結果、指定取消処分に該当する事実が認められたため、児童福祉法第 21 条の 5 の 24 及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 50 条の規定に基づき、指定を取り消しました。

1 対象事業者及び事業所

- 事業者
株式会社ラブリーケア（尼崎市尾浜町 3-29-26 エーベル尼崎尾浜 1 F）
- 事業所

事業所名	所在地	事業内容	指定年月日
くろーばー	尾浜町 3-29-26-1F	放課後等デイサービス	平成 25 年 1 月 21 日
		児童発達支援	平成 27 年 2 月 1 日
ラブリーケア		生活介護	平成 27 年 2 月 1 日
		就労継続支援 B 型	

2 指定取消日

令和 8 年 1 月 2 日

※くろーばー（放課後等デイサービス）の取消処分の効力は指定更新日（R7. 1. 21）に遡及する

3 指定の取り消しを行う理由

(1) くろーばー

① 不正請求（児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 6 号該当）

ア 令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 12 月 15 日までの間、児童発達支援管理責任者としての実務経験を満たしていない者を児童発達支援管理責任者として配置していたにもかかわらず、減算せずに給付費を不正に請求し、受領した。

イ 令和 5 年 11 月 15 日から令和 6 年 2 月 1 日までの間、児童発達支援管理責任者が不在であったにもかかわらず、減算せずに給付費を不正に請求し、受領した。

② 不正の手段による指定（児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 9 号該当）

実務経験を満たしているかのような虚偽の届出書の提出により児童発達支援管理責任者実践研修を受講、修了した者を、児童発達支援管理責任者として配置する旨の虚偽の指定更新申請を行い、令和 7 年 1 月に不正の手段により放課後等デイサービス事業所の指定更新を受けた。（放課後等デイサービスに対する処分）

③ 不正又は著しく不当な行為（児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 11 号該当）

児童発達支援事業所と一体的に運営する放課後等デイサービス事業所において、令和 7 年 1 月に不正の手段により指定更新を受けた。（児童発達支援事業所に対する処分）

④ 虚偽報告（児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 7 号該当）

児童発達支援管理責任者が令和 5 年 11 月 15 日から令和 6 年 2 月 1 日まで不在、また、常勤の児童指導員が令和 6 年 8 月 13 日から令和 6 年 10 月 31 日まで不在にもかかわらず、虚偽のタイムカードを監査において提出した。

(2) ラブリーケア

① 不正請求（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 6 号該当）

令和 4 年 1 月 16 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、サービス管理責任者が配置されていなかったにもかかわらず、減算せずに給付費を不正に請求し、受領した。

② 不正又は著しく不当な行為（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 11 号該当）

ア 児童発達支援管理責任者実践研修の受講要件にある実務経験を短縮するため、事業所に配置されているサービス管理責任者の下、個別支援計画の作成にかかる一連の業務を行った旨の届出があったが、既に退職した者をサービス管理責任者として配置していたものとして虚偽の届出を行っていた。また、実務経験の短縮要件である当該事業所における個別支援計画の作成にかかる一連の業務を行っていなかった。

イ 同法人が運営する「くろーばー」の不正の手段による指定及び不正請求に加担した。

③ 虚偽報告（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 7 号該当）

サービス管理責任者が配置されていなかったにもかかわらず、既に退職したサービス管理責任者名で作成した虚偽の個別支援計画等を監査において提出した。

4 給付費の返還

不正に請求し支払いを受けた給付費について返還を求めるとともに、当該返還額に 100 分の 40 を乗じて得た加算額の徴収を行う。

以 上